

令和6年度は「評価替え」の年です

☎ 本庁舎固定資産税課 (21 番窓口)
 ☎ 0857-30-8156 (償却資産係)
 ☎ 0857-30-8157 (土地係)
 ☎ 0857-30-8158 (家屋係)
 ☎ 0857-20-3920

■評価替え

土地・家屋の評価額については、資産価格の変動に対応するため、3年ごとに均衡のとれた適正な価格に見直しを行います。

今回の評価額が、原則として令和8年度まで据え置かれることとなりますが、土地については地価に下落傾向が見られる場合には、据え置き年度でも簡易な方法で価格修正を行うことができます。

■新築住宅に対する減額措置

新築された住宅は、一定の面積要件を満たすものについて、固定資産税が2分の1に減額されます。

減額の対象となるのは、新築された住宅用の家屋のうち住居として用いられている部分で、床面積は120平方メートルが上限となります。

- 一般の住宅：新築後3年度分
3階建以上の中高層耐火住宅などは5年度分
 - 認定長期優良住宅：新築後5年度分
3階建以上の中高層耐火住宅などは7年度分
- ※詳しくは本市公式ウェブサイトをご覧ください。

固定資産税 評価替えは 3年に1度です。

次は令和6年度です

評価替えて？

固定資産税を決めるものとなる評価額が適正な時価となるよう定期的に見直しをする制度です。

土地

3年ごとに土地を鑑定評価しています。
(途中でも下落があれば反映します)

家屋

3年ごとに一定の割合で減額されます。
(最低2割まで)

ペットの災害対策

☎ 駅南庁舎生活安全課
 ☎ 0857-30-8551 ☎ 0857-20-3962

災害からペットを守るためには、まず飼い主が無事であることが大切です。日頃から防災意識を高め、ご家族とペットの災害対策を立てておきましょう。

- 家族でペットとどのように避難するのが定期的な話し合っておきましょう。
- 緊急時に、ペットを預ける場所を近場と遠方などで見つけておきましょう。
- 避難のためのケージやフードなどの備蓄品(最低5日分)を用意しておきましょう。
- ペットと一緒に避難(同行避難)できるよう、日頃からキャリーバックやケージに入ることなどに慣れさせておきましょう。
- 避難所での無用なトラブルを避けるために、普段からしつけ(むだ吠えをしないなど)と健康管理を行いましょう。
- ペットと離れ離れになったときのために、迷子札やマイクロチップなどの身元を示すものを付けておきましょう。また、ペットと一緒に撮った写真を携帯電話などに保存しておく、飼い主の証明にもなります。



※犬の場合、狂犬病予防法に基づき、鑑札・狂犬病予防注射済票を飼い犬に装着する義務があります。

【これから犬や猫を飼いたい人へ】

災害時に一緒に連れて避難できる頭数は限られています。よく考えて適正な頭数を飼いましょう。

人権擁護委員が委嘱されました

☎ 本庁舎人権推進課 (43 番窓口)
 ☎ 0857-30-8071 ☎ 0857-20-3945

横川貴恵子さん(1月1日発令 再任) 吉方町
 森田和男さん(1月1日発令 再任) 用瀬町
 木村明則さん(1月1日発令 新任) 気高町
 山下多恵子さん(1月1日発令 新任) 若葉台

人権擁護委員は、人権相談を受けたり人権啓発の活動をする法務大臣が委嘱した民間の人たちです。この制度は、さまざまな分野の人たちが、地域の中で人権思想を広め、住民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものです。

生活環境課からのお知らせ

☎ 本庁舎生活環境課 (25 番窓口) ☎ 0857-30-8084 ☎ 0857-20-3918

鳥取地域の祝日のごみ収集

※国府・福部・河原・用瀬・佐治・気高・鹿野・青谷地域については、総合支所だよりをご確認いただくか、各総合支所市民福祉課にお問い合わせください

祝日のごみ収集日にあたる地区は、ごみ収集のスケジュールが変更になります。

月 日	可燃ごみ	古紙類	プラスチックごみ	ペットボトル	資源ごみ 小型破碎ごみ
3月20日(水) (春分の日)	該当地区はありません		お休みします	該当地区はありません	お休みします

【注意事項】

ごみを出すときは必ず収集日を守り、午前8時までに出してください。ただし、自然災害などでごみ収集を中止する場合があります。ごみ出しやごみ収集が困難と思われる場合は、次回の収集日(安全な日)に出すようにしてください。

乾電池・蛍光灯の収集(鳥取地域)

4月

乾電池・蛍光灯は4月から毎月収集します。収集曜日は「令和6年度ごみの収集計画表」をご確認ください。乾電池は両極にテープを貼ったうえで透明(半透明)の袋に入れ、蛍光灯は割れないよう購入時のケースなどに入れて出して下さい。

後期高齢者医療保険料 仮徴収のお知らせ

☎ 本庁舎保険年金課 (13 番窓口)
 ☎ 0857-30-8225 ☎ 0857-20-3906

後期高齢者医療保険料を年金天引き(特別徴収)する人の仮徴収が4月から始まります。新たに被保険者となった人(75歳到達や転入など)の仮徴収の開始時期は、資格取得時期によって次のとおりとなり、それまでの間は送付する納付書で支払っていただくこととなります。なお、仮徴収額は令和4年分所得をもとに計算します。

75歳到達日・転入日など	仮徴収(特別徴収)開始時期	仮徴収額通知発送時期
令和5年 6月1日 ～ 10月2日	令和6年4月	3月中旬
令和5年10月3日 ～ 12月2日	令和6年6月	5月中旬
令和5年12月3日 ～ 令和6年 2月2日	令和6年8月	7月中旬

※令和6年2月3日以降に75歳到達・転入などに該当する人は、7月半ばごろに発送する保険料額決定通知書などでご確認ください。

子どもの特別医療費助成が変わります

☎ 本庁舎保険年金課 (13 番窓口)
 ☎ 0857-30-8223 ☎ 0857-20-3906
 ☎ 各総合支所市民福祉課 ☎ 10

4月1日から、小児特別医療費助成の一部負担額が無料になります。詳しくは、本市公式ウェブサイトをご覧ください。



	3月31日まで	4月1日以降
一部負担額	■入院：1200円/日 ■通院：530円/日	無料

- 対象者
小児特別医療費助成受給資格のある18歳以下(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の人
- 手続き
・現在お持ちの青色の特別医療費受給資格証を切替え
・手続きは不要で、3月末までに新しい受給資格証を送付。4月以降に切替えてご使用ください。
- 使用方法
・医療機関などの受付窓口に健康保険証と一緒に新しい受給資格証を提示すると、保険診療の自己負担部分が無料(全額助成)となります(鳥取県外では使えません)。
・他の公費助成や給付がある人は、使えない場合があります。
・ご使用時は、受給資格証の注意事項をご確認ください。